

企業立地優遇制度の見直しについて

令和7年6月
商工労働部

目次

1	審議会の概要	…	2
2	企業立地・投資動向等	…	4
3	現在の支援制度について	…	9
4	課題を踏まえた検討事項	…	16
5	スケジュール	…	20

大阪府企業立地等投資促進審議会 概 要

大阪府企業立地等投資促進審議会の概要

設置目的

企業立地の促進をはじめとする大阪の成長に資する企業の投資の促進に関する政策
及び有効な具体的方策について調査審議を実施



《調査審議事項》

『成長特区税制』、『産業集積促進税制』及び『府内投資促進補助金』の見直し

⇒「成長特区税制※1」、「産業集積促進税制※2」及び「府内投資促進補助金※3」の
改正から約10年が経過。

⇒コロナ禍後の社会情勢の変化や府内の立地・投資動向等を踏まえ、現状に即した制度に改め、府内投資の
促進を図る。

※1 平成24年:前身となる「特区税制」創設 平成28年:「成長特区税制」へ改正

※2 平成13年:前身となる「第1種産業集積促進税制」創設、平成19年産業集積促進税制(第二種)創設、
平成24年:第一種・第二種を統合した現行「産業集積促進税制」へ改正

※3 平成19年:前身となる「府内中小企業等投資促進補助金」創設 平成20年先端研究所補助金を統合
平成25年:中小企業を対象を限定

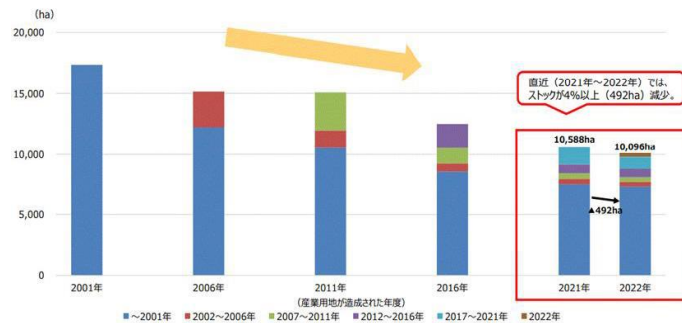
企業立地・投資動向

企業立地・投資動向等

◆産業用地の状況

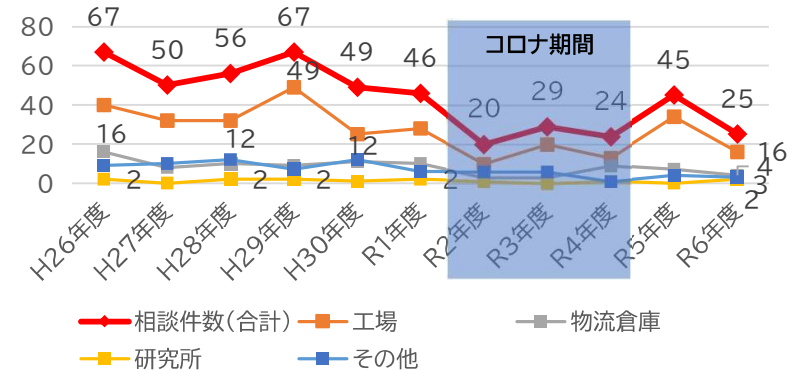
- ・全国的に分譲可能な産業用地は減少傾向。
- ・産業用地の確保に向けた企業からの問い合わせは、継続的に存在。⇒**産業用地の需要あり**
- ・府が開発した産業用地や府内の既存工場集積地への立地も進み、民間等の用地創出の動きはあるものの、**府内で新たに企業が進出可能な産業用地は限定的。**
- ・工業団地外の立地面積が増加傾向にあり、**特定地域に限らず需要が見られる。**
- ・企業立地においては**本社や自社工場への近接性が重視**されている。

全国の産業用地(分譲可能用地)の面積



※経済産業省「産業立地政策について」2023.5.29

産業用地に関する大阪府への相談件数



府が関与する主な土地区画整理事業

《事業中・事業予定のもの》

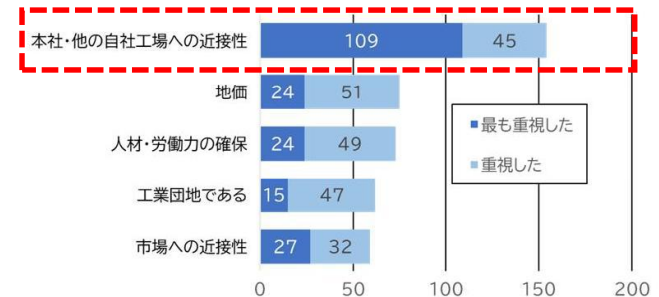
- ・彩都東部地区(茨木市)
A区域 約31ha C区域 約49ha
D-1区域 約42ha
- ・泉佐野丘陵地(泉佐野市)
東地区 約33ha

工業団地内外の平均立地面積の推移 (R2~R6)



経済産業省「2024年(1月~12月)工場立地動向調査の結果について」

立地地点の選定理由(2024年)



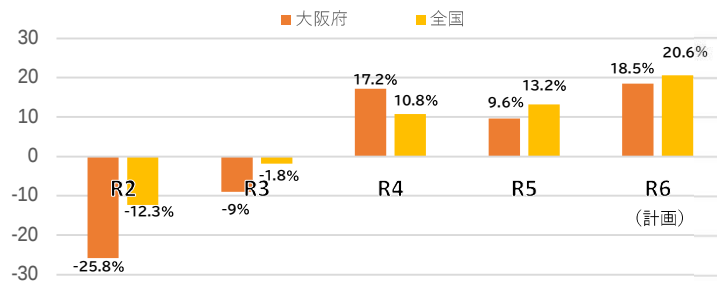
経済産業省「2024年(1月~12月)工場立地動向調査の結果について」を加工

企業立地・投資動向等

◆企業の投資動向

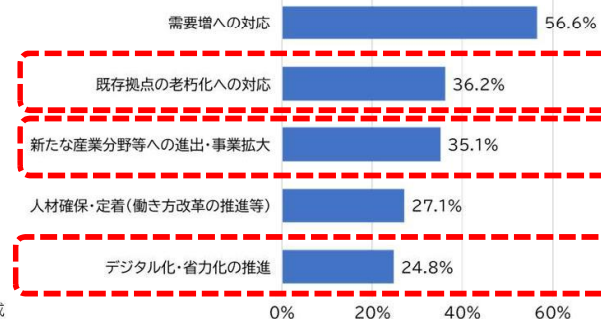
- ・コロナ禍からの回復等を追い風に、**製造業を中心とした大企業・中堅企業の設備投資は増加傾向**。
- ・府域では、約6割の工場が法定耐用年数を超えており老朽化の加速による、**建て替えの潜在需要が高まっている**。
- ・府内投資促進補助金の利用実績では、既存拠点の建替え等の再投資案件が8割を占めるなど、再投資意欲は高い傾向。
- ・中堅・中小の投資背景は、**施設の老朽化への対応に加え、新たな産業分野への進出や省力化等への動きも進んでいる**。
- ・海外拠点について、**国内回帰に向けた意向も存在**。

製造業の設備投資実績(対前年度増減率)



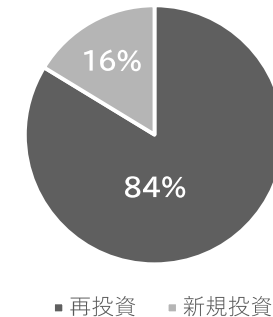
※株式会社日本政策投資銀行関西支店「各年度 関西地域設備投資計画調査」の「府県別設備投資動向」より作成

中堅・中小企業の投資背景



資料：日本商工会議所「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」

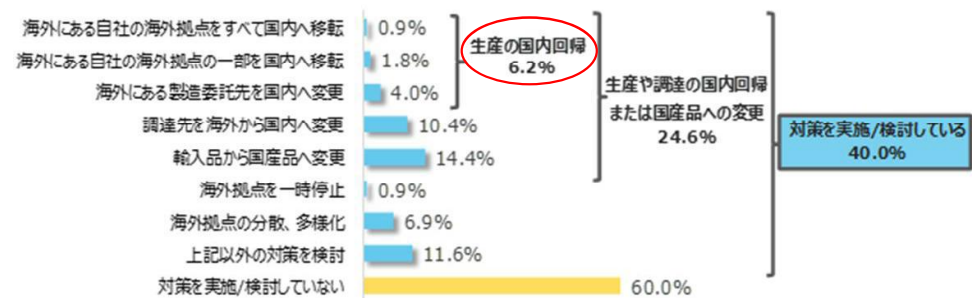
府補助金申請企業の再投資状況 (R元～R5)



府内工場における法定耐用年数超えの状況

府内工場件数	3,929件
《耐用年数超件数》	《2,314件》
《耐用年数内件数》	《1,615件》

※大阪産業経済リサーチセンター「大阪の工場立地と低・未利用地の現状、課題について—工業系用途地域における土地利用—2021.3」より作成



注：母数は、「海外調達または輸入品の利用あり」企業3,507社

※株式会社帝国データバンク「国内回帰・国産回帰に関する企業動向調査」(2023. 1. 27)

企業立地・投資動向等

◆新たな成長分野の可能性

- ・民間では、新エネルギーに加え、半導体やAI関連施設への投資も進んでいる。
- ・国では、「統合イノベーション戦略2024」に戦略的に推進する先端科学技術を重点分野に設定。
(重点分野: AI技術、デジタル、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、環境・エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産)

○府内拠点における大型投資の例(計画含む) 各社プレスリリース等により

- R5～R6:ステラケミファ三宝工場 半導体用高純度薬液の中小型容器の充填設備を更新
SAFFAIRE SKY ENERGY他(コスモ石油堺製油所内) 国産SAF大規模製造設備
- R6:パナソニックエナジー住之江工場 リチウムイオン電池の生産プロセス開発棟
- R7:KDDI AIデータセンター
- R7～R8:ソフトバンク AIデータセンター
R7～R9:積水化学工業 ペロブスカイト太陽電池製造設備

○今後の成長見込み(主なもの)

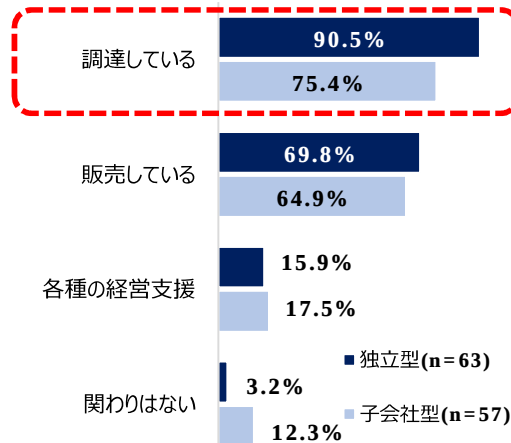
- ライフサイエンス 【日本貿易振興機構(ジェトロ)資料より】
2021年の医薬品・医療機器市場は**16兆円規模**。社会情勢および政策動向を背景に今後も成長が見込まれる。
- 新エネルギー 【蓄電池:蓄電池産業戦略(経産省)、バイオもの:バイオ政策の方向性について(経産省)】
蓄電池の世界市場は2050年には**100兆円規模**、バイオものづくり世界市場は2040年には**114.8兆円規模**と予測。
- デジタル 【情報通信白書(R6版):総務省】
世界のICT市場規模は2024年に**700兆円規模**と予測
- 量子技術 【量子・未来社会ビジョン(R4.4月):内閣府】
国は、2030年の量子技術による生産額を**50兆円規模**、付加価値額は**1.3兆円**(国内1.2兆円、海外0.1兆円)と想定
- 宇宙産業 【国内外の宇宙産業の動向を踏まえた 経済産業省の取組と今後について(R6.3月):経済産業省】
日本の宇宙産業の市場規模に係る国の目標は、2020年の4兆円から**2030年代の早期に2倍の8兆円**

企業立地・投資動向等

◆地域を牽引する中堅企業の投資動向等について

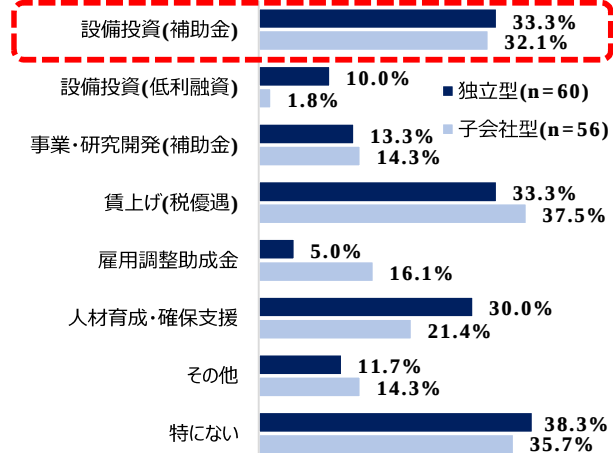
- ・ R6.9に産業競争力強化法が改正され「中堅企業」が新たに定義。また、R7.2に「中堅企業成長ビジョン」が策定され、中堅企業を下支えする中小企業等の取引先への幅広い波及効果の創出等、地域経済をけん引する役割が期待されている。
- ・ 府が行った中堅企業対象の調査では、親会社がない独立型中堅企業の約9割が府内中小企業から調達を実施。
- ・ 中堅企業が活用したい政策では、賃上げ(税優遇)、設備投資(補助金)等の希望が高くなっている。
- ・ 拠点新設等にかかる投資額については、10億円超が約3割となる一方、5億円以下の案件が全体の半数以上を占めている。

府内中小企業との関係性



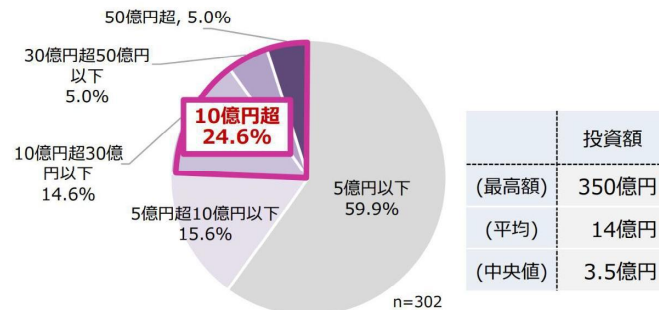
※各種の経営支援には、人材育成・確保や技術、資金、事業承継に関する支援が含まれる。

中堅企業が希望する政策

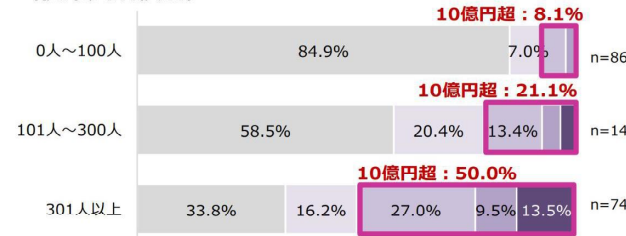


資料：大阪産業経済リサーチセンター「中堅企業の経営状況に関する実態調査(速報)」

拠点新設等に係る投資額(総額)



(従業員規模別)



資料：日本商工会議所「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」

現在の支援制度について

企業立地優遇制度

■税制関係

現行制度	目 的	対 象		地 域
成長特区税制 (成長産業の呼び込み)	成長産業の集積促進 (新規立地・再投資促進)	全企業	ライフサイエンス分野・ 新エネルギー分野の事業	成長特区内
産業集積促進税制 (工場集積維持)	府内産業集積の維持・促進 (新規立地・再投資促進)	中小企業	工場、研究所、(倉庫) の立地	産業集積促進地域

■補助金関係

現行制度	目 的	対 象		地 域
府内投資促進補助金 (工場集積維持)	既存工業集積地の維持・促進 (新規立地・再投資促進)	中小企業	工場、研究開発施設の立 地	産業集積促進地域 (産業集積促進税制に規 定)
外資系企業等進出促進 補助金 (外資の呼び込み)	対日投資促進 (新規立地促進・府内移転支 援)	外資系企業	本社機能を有する事業所 の立地	府全域

□参考(国の支援制度)

現行制度	目 的	対 象		地 域
【国】 地域未来投資促進税制 (地域経済に波及する事業 の促進)	地域への経済的波及効果 (生産性向上、新事業展開等の投 資促進)	全企業 (中小・中堅・大 規模投資を行う 大企業)	地域経済牽引事業	基本計画策定市町村内 (府内24市町)
【国】 地方拠点強化税制 (本社機能の呼び込み)	地方への新たな人の流れ創出 (新規立地促進・拠点拡充支援)	全企業	本社機能の立地 (事務所・研究所・研修所)	地域再生計画記載の地方 活力向上地域・準地方活力 向上地域

既存制度の課題(成長特区税制)

現行制度の課題(ポイント)

成長特区税制		
目的	成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化	ポイント①：再投資への支援 ・産業の集積を目的としており、再投資の動きを支援できない。
対象者	成長産業事業を営もうとする法人(企業規模問わず)	
対象分野	新エネルギー及びライフサイエンスに関する産業 (条例第2条第2項) →規則第3条に具体の事業分野を規定 (新エネ分野・ライフ分野、両事業を支援する事業)	ポイント②：対象分野の範囲 ・新エネルギー・ライフサイエンス分野に限定 ・国の動向等を踏まえた、新たな成長分野への投資を支援できない。
区域	成長産業特別集積区域	
区域指定の要件 (総合特区の指定区域は別途規定(条例第2条第1項口))	市町村の申出に基づき、府が成長産業の集積の促進等を図る必要があると認める区域(条例第2条第1項) 【府独自指定の要件(条例第2条第1項イ)】 ①成長産業の集積の促進等を図る上で中核となる研究開発等の機関があり、又はその設置が行われることが確実 ②面積が概ね1ha以上の一体の区域 ③府が講じているものと同程度の市町村の優遇措置 ※実施要領第4条第2項口 成長産業の集積に関する計画及び目標について、市町村における総合計画や産業振興ビジョン等の計画を踏まえ、可能な限り指標を用いるなど、具体的に記載すること。	ポイント③：区域外地域への支援 ・支援対象区域が限定的であり、その他の区域の立地を支援できない。 (市町村の支援施策と柔軟に連携できていない。)
優遇措置	不動産取得税、法人2税	
備考	・大阪への新規進出を想定した制度(府内の成長特区に進出し、成長産業事業を行った場合に府税を最大ゼロ) ・「中核となる研究開発機関」は国循(健都)・中之島クロスレベルの機関を想定	

既存制度の課題(産業集積促進税制)

現行制度の課題(ポイント)

産業集積促進税制		
目的	既存工業集積地における立地の促進	ポイント①: 再投資への支援 ・産業の集積を目的としており、再投資の動きを十分に支援できない。
対象者	自己の事業の用に供するために対象不動産を取得した中小企業(※) (※)資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人	ポイント②: 対象者の要件 ・中小企業に限定 ・産業用地が不足する中、産業経済の発展に資する中堅企業の投資を支援できない
対象不動産	①家屋(工場、研究所、倉庫(※)) ②土地(取得から1年以内に家屋の建設着手又は既存家屋の取得をした場合) (※)都市計画法に基づく臨港地区等に限る	
対象地域	①産業集積促進地域	ポイント③: 対象地域の要件 ・産業集積促進地域に限定 ・地域外の立地・再投資を支援できない
地域指定の要件 (総合特区の指定区域は別途規定 (産業集積促進税制の条例施行規則第3条第1項))	市町村の申出に基づき、産業の集積の維持及び促進を行う必要があると認める地域(条例第2条第1項) 【地域指定の要件(条例施行規則第3条)】 ①市町村が企業立地や産業集積の維持・促進を図る地域(※1)を指定すること ②企業立地や産業集積の維持・促進を行うための市町村の優遇措置(※2)を講じること ③その他 (※1)工業専用地域、工業地域、準工業地域における産業集積地域等(準工業地域では市町村の地区計画策定が要件) (※2)固定資産税の軽減や奨励金制度の創設	ポイント④: 地域指定の要件 ・準工業地域等に求める指定要件のハードルが高く、市町村まちづくり施策やニーズに対応できない
軽減内容	対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額で、軽減上限額2億円	

既存制度の課題(府内投資促進補助金)

現行制度の課題(ポイント)

府内投資促進補助金		
目的	既存工業集積地の維持・発展、ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進	ポイント①: 再投資への支援 ・産業の集積を目的としており、再投資の動きを十分に支援できない。
対象者	工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う中小企業 (※投資額1億円以上)	ポイント②: 対象者の要件 ・中小企業に限定 ・産業用地が不足する中、産業経済の発展に資する中堅企業の投資を支援できない
対象地域	①産業集積促進地域 (②研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村)	ポイント③: 対象地域の要件 ・産業集積促進地域に限定 ・地域外の立地・再投資を支援できない
地域指定の要件	市町村の申出に基づき、 <u>産業の集積の維持及び促進を行う必要があると認める地域</u> (条例第2条第1項) 【地域指定の要件(条例施行規則第3条)】 ①市町村が企業立地や産業集積の維持・促進を図る地域(※1)を指定すること ②企業立地や産業集積の維持・促進を行うための市町村の優遇措置(※2)を講じること ③その他 (※1)工業専用地域、工業地域、準工業地域における産業集積地域等(準工業地域では市町村の地区計画策定が要件) (※2)固定資産税の軽減や奨励金制度の創設	ポイント④: 地域指定の要件 ・準工業地域等に求める指定要件のハードルが高く、市町村まちづくり施策やニーズに対応できない
雇用要件	府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと。	ポイント⑤: 雇用の要件 ・省力化等で自動化・生産性向上に取り組む企業を支援できない。
補助内容	家屋・機械設備等の5%(府内企業は10%)で補助上限額3千万円	

既存制度の課題

成長特区関係

《成長特区税制》

- 産業集積のみを目的としているため、再投資の動きを支援できない。
- 支援対象分野が限定的。(新エネルギー・ライフサイエンスのみ)

(参考)国の統合イノベーション戦略における重点分野

AI技術、デジタル、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、環境・エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産

- 指定エリア(成長産業特別集積区域)への産業集積を目的とするため、エリア外では、まちづくりの主体となる市町村との連携が十分でなく、また、エリア外の投資の動きに対応できない。

産業集積促進関係

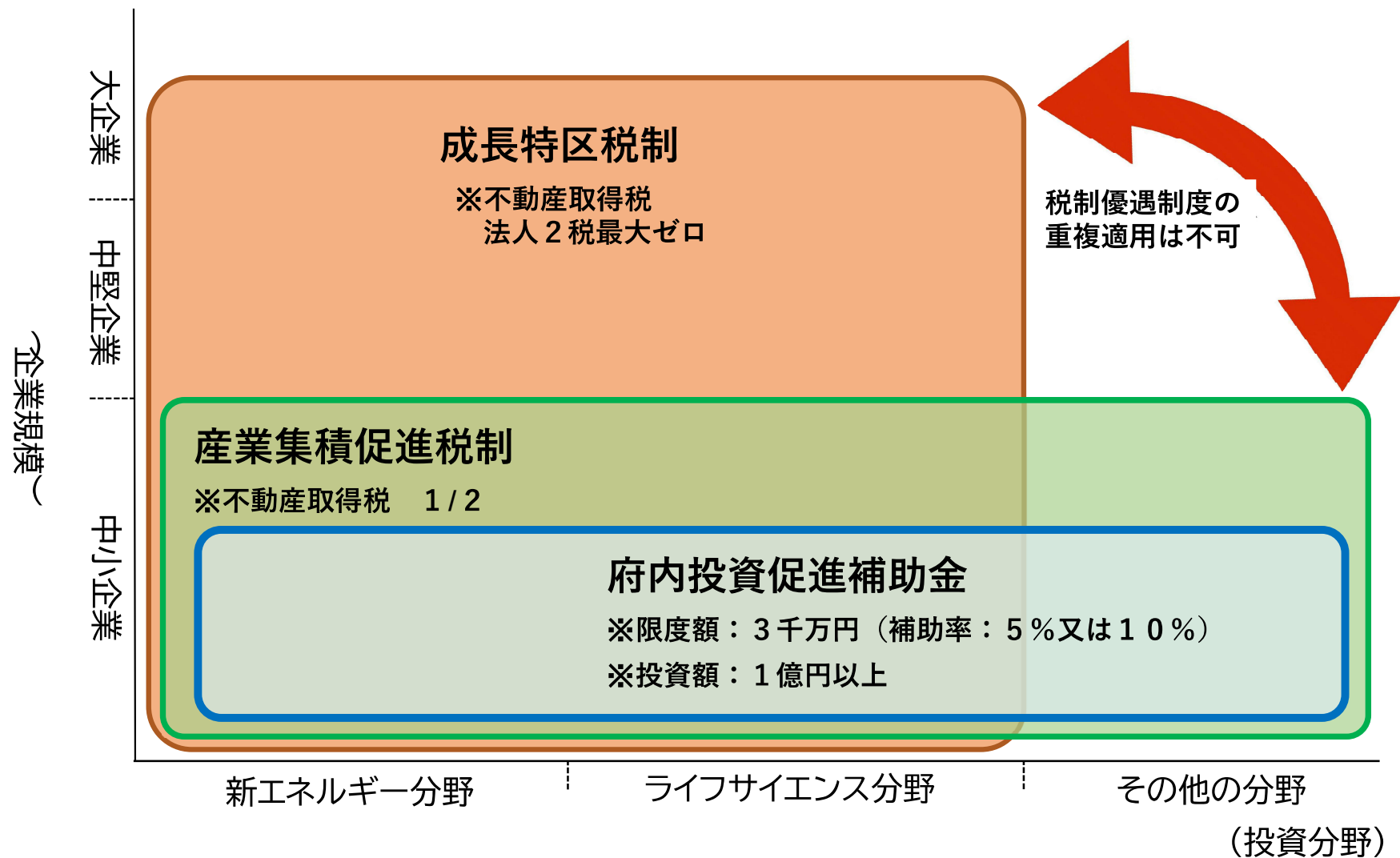
《税制・補助金 共通》

- 現行制度の支援対象は中小企業に限られるため、中堅企業の投資の動きを支援できない。
- 現行制度は、指定エリア(産業集積促進地域)への産業集積を目的とするため、エリア外の再投資の動きに対応できない。
- 一部の用途区域(準工業地域)では産業集積促進地域の指定要件のハードルが高く、市町村のまちづくり施策やニーズに対応できない場合がある。
 - ▶新たに指定地域となり得る用地が不足(面に加え点にカバーする必要)
 - ▶指定地域内に企業が集積(地域内での新規立地が困難)

《府内投資促進補助金》

- 雇用要件を定めているが、省力化等で自動化・生産性向上をすすめる企業の取り組みを支援できない。

(参考)現状の企業立地施策 相関図



課題を踏まえた検討事項

成長産業支援税制

現行制度の課題

課題を踏まえ検討と考える事項

- 支援対象分野 ⇒ 新たな成長分野(※)
(大阪の成長につながる可能性がある分野)
- 再投資への対応 ⇒ 活発化している再投資の動きへの対応
(新規集積に加え、設備の高付加価値化や建物の老朽化等 の理由により再投資の動きが活発化している。)
- 指定エリア外の対策 ⇒ まちづくりの主体である市町村との柔軟な連携が可能な制度
(市町村との連携)

※新たな成長分野のイメージ

これまでの支援分野(新エネルギー、ライフサイエンス)
国の統合イノベーション戦略に定める重点分野 など

《統合イノベーション戦略 重点分野》

AI技術、デジタル、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、環境・エネルギー、安全・安心、
健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産

成長産業支援税制

既存制度における支援分野

分野	イメージ	補 足
新エネルギー	○環境負荷の軽減、その他環境保全に資する高度な技術に関する研究開発及び事業 ○その成果を活用した製品の開発、生産又は役務の開発若しくは提供に係る事業であって次に掲げるもの。 ①太陽光、風力、その他化石燃料以外の持続的に利用できるエネルギー源の研究開発・供給事業 ②水素利用に係る研究開発・供給事業 ③情報通信技術を活用した電気供給を自動調整するシステム又は機器の研究開発 ④先進的技術を用いた蓄電池、太陽電池、燃料電池等の研究開発又は製造及び試験又は評価に関する事業 ⑤環境への配慮やエネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業	①SAF、アンモニアなど ②水素発電、水素を用いたモビリティなど ③IOT技術など ④蓄電池、再生可能エネルギー発電など ⑤環境配慮型のモビリティ、バイオプラスチック、バイオものづくり、省エネ技術、リサイクル技術など

※既存制度では以下の項目も支援対象となっている。

- ・環境配慮型自動車の製造・研究開発
- ・環境配慮型自動車への燃料供給施設、設備の研究開発、製造に関する事業
- ・発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプ、その他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発・製造

分野	イメージ	補 足
ライフサイエンス	○医療技術、医療機器、医薬品及び健康維持・増進に資する研究開発及び事業 ○その成果を活用した製品の開発、生産又は役務の開発若しくは提供に係る事業であって以下に掲げるもの ①放射線療法、その他高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器の研究開発・製造 ②高度な細胞の再生、移植による再生医療の研究開発 ③再生医療に必要な物質の培養、製造又は研究開発 ④手術の補助、その他の治療、日常生活訓練、その他医療・介護に係るロボットの研究開発・製造 ⑤高度な医療の提供に係る医療関係者の技術向上に必要な治験、その他臨床研究 ⑥情報通信技術を利用した診療に係るシステム、その他医療に資する情報システムにより作成し、保存される診療記録に関する研究開発 ⑦高度な医療を提供する医療施設・医療設備の整備、運営 ⑧健康維持、増進に資する高度な製品又はサービス等の研究開発、それに伴い必要となる製造に関する事業	①関係 バイオ医薬品、遺伝子治療など ⑥関係 PHRを有機的に連結する環境整備など

産業集積促進税制・府内投資促進補助金

現行制度の課題

課題を踏まえ検討と考える事項

○中堅企業の取り扱い ⇒ 新たに位置づけられた、地域経済をけん引する中堅企業に対象を広げるべきか

※サプライチェーンの一部である府内ものづくり中小企業の振興につながる可能性

- ▶ 府内中堅企業の9割が部素材等を府内中小企業から調達
(R7.1府リサーチセンター中堅企業調査の集計結果より抜粋)
*各地域で賃金水準のプライスリーダーとなっている中堅企業は、良質な雇用の担い手
- ▶ 他府県では税制・補助金ともに、中小企業に限っている自治体は少数

○指定地域外の支援の必要性 ⇒ 地域限定の制度では府内の中小・中堅企業の再投資ニーズに対応できない懸念

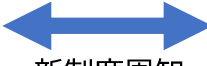
- ▶ 新たに指定地域となり得る用地が不足(面から点に拡大する必要)
- ▶ 指定地域内に企業が集積(地域内での新規立地が困難)
*企業から「指定地域外での投資への支援」の問合せ
*対象市町も「空き地になってもすぐに埋まる」との認識
- ▶ 既に多くの市町が指定地域外も優遇措置で支援
*市町優遇実績の約3割が指定地域外

○雇用状況の変化 ⇒ 人材不足等に対応するため、企業で自動化・省人化に取り組む流れがある

- ▶ 省力化等で自動化・生産性向上に取り組む企業が多数存在
- ▶ 企業立地に係る優遇制度がある府内28市町において、優遇措置適用に雇用要件を設けていない
- ▶ 雇用要件(府内常用雇用者を10人以上かつ、府内新規雇用者を5人以上確保)を課していた法人事業税に対する補助について、R5年度末に廃止済み

スケジュール

制度改正にかかるスケジュール(案)

項目	令和7年度				令和8年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
審議会	 審議会(6月~7月頃) ・2回~3回程度開催予定				
税制関係			 議会に条例改定案提出	 新制度周知 議決	 運用開始
補助金関係		 補助事業の改正に向けた手続き			 運用開始